

書記 朗 談

一 町長 各町村の委員一人一四円宛 委員報酬は選挙管理委員と同額
一 才九番(中野七五)の事務所は

一 町長 福生町の役所内である

一 議長 本件につき異議があるかと 会議に諮り 全会一致にて 原案通り
決定する旨と告げる。

日程第五、 小学校通学区域の変更につき

一 議長 才九番と同一旨と告げる。

書記 朗 談

一 町長 本件は量表協議会に於て審議されたとここに提言した。

現在の中学校と小中学校に転用する 同時に学区制の変更を申請す
る。

一 議長 本件は量表協議会に於て審議されたとの原案通り決定しそれが異

議あるか否かと 会議に諮り 全会一致にて 原案通り決定する 七日と告
げる。

会議録署名議員選挙

一 議長 会議録署名議員は三名としその選挙は指名推選により 指名者を
議長とする旨と 会議に諮る。

一 議長 たの者を指名し一名毎に 会議に諮り異議なく決定する。

森田誠を、 鮎沢美代子、 村野虎平。

一 議長 会議に諮る旨と告げる。

一 議長 福生町の議会と開会する旨と告げる。

午後三時五十分

石会議の顛末を記載し、その相違ないことを認めるためにここに署名する。

昭和三十一年十月三十日

福生町議会議長

議員

村野吉平

森田誠重

鮎澤美代子

田村利



福生町議會議員名簿(昭和26年12月17日定臨時会)

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
					中退			中退			田村政一	中退
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫升伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
中退			田村利	田村利	田村利	田村利	田村利	田村利	田村利	田村利	田村利	田村利
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

議会議録署名

別裁会議録中調査上署名捺印及び契印を希望す。

議会議録

石川武雄
村野盛一
村尾四郎

一地方自治法第百三十一條の規定により、会議事仲説明のため出席を求めたものは左の通りである。

所長 加茂市蔵

助役 秋山博一

[illegible]

福生所識
金之議錄

昭和六年十二月十七日 福吉町振会より 福吉町役場に招集し、

出席議員は左の通りである

田村政一

石川武雄

美田七

井上頼太郎

岡村福一

設樂美知

瀨古書藏

高橋三郎

中野七五郎

贊
并
伊
作

村尾種吉

船水甚平

並木竹松

稿
車
雄
一

井
梅
泰
甫

田村幾太郎

鮎沢美代子

村野比平

村野盛一

村尾郎

田村利一

高橋彦一

一地方自治法第百二十一条の規定により、会議事仲説明のため出席を求めたものは左の通りである。

所長
加蓋印藏

助後
秋山
講一

収後 川辺堅一

総務課長 大野忠一

税務課長 橋本孝虎

民生課長 貫井茂次

一本会の書記は左の通りである

書記 高水 正

上野重勝

一 議長(田村利一) 十二月十七日午前九時、本開会を宣言する

一 本日の議事日程を報告する

一 日程第一 町村道路認定について

一 日程第二 学校位置変更について

一 日程第三 護国寺の隨意契約につき同意を求める件

一 日程第四 道路用地買収に関する件

一 日程第五 寄附受領に関する件

一 日程第六 町債の起し並に起債の方法利息の定率及び償還の方法に関する件

一 日程第七 短期資金借入について

一 日程第八 財政調整資金借入申込に関する件

一 日程第九 歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

一 日程第十 福吉町税賦課金収條例の一部改正について

一 日程第十一 福吉町手数料條例の一部改正について

一 日程第十二 福吉町の特別取の取員の給与に関する條例の一部改正について

一 日程第十三 福吉町の一般取員の給与に関する條例の一部改正について

一 日程第十四 決算認定に関する件

一 日程第十五 昭和三十一年度福吉町歳入歳出追加更正予算(第三回)

一 議長(田村利一) 先般協議会の席上、田村福一、高橋三郎、野島海、の三議員より

提出された辞表は撤回したと報告する

一 十五番(田村福一)の辞表について皆様に御迷惑を感ぜられた旨御詫言する

一カ八番(高橋三郎) 本件について皆様に御迷惑をかけたい旨を述べた

一カ六番(高橋孝二) 野島議員の病状を説明し、十日五ヶ病院に入院した旨を伝える

一カ五番(田村義太郎) 田村組の融資につき皆様に御迷惑をかけた旨を述べた
この謝意を述べた

一議長(田村利一) オ一讀会を開く旨を告ぐ

書記朗讀

一市長 今迄の整理して一括工程した(一)は多摩区役所の所である所同道と
した所又認定して頂きたい(四)は原谷戸の所である(五)は山王橋より
貫井議員の前に行く道路である(六)はグランドより基地オ一内よりの
道路である

一カ三番(村野五平) 原谷戸の廢道で拂下り今の境界を早く確定して頂きたい

一市長 拂下りは決定して頂きたい

一カ三番(村野五平) 前に拂下げる條件で用地を買収した

グランド上の道路は図面では真すべですが北側をめぐると水村平

三郎氏より話があらた

一カ七番(井坂泰輔) この工事の工程は

一市長 一週間で終わる

一カ七番(井坂泰輔) 霜どけの馬炭穀等を入れて頂かないと島が荒れるとの話
があるのを善処を望む

一カ六番(設楽美知) 多摩区役所からの陳情請願の後、処置は

一市長 請願によりやめた

一議員(オ七番(瀬古清花) 請願書は却下したのか

一市長 請願書はきこぬまい

一カ三番(奥田七五郎) 私昭和十六年に出征したのでよく知らないが聞くところによると

近所のニミ人の印をもらひて迂回道路をつくることになったこの道路のこと
は助役にお願ひして地方事務所で調べるとの事だったので後はどうか
一助役 諸願書はその後出てくる一本人との了解はあてゐる。地方事務所は
都道は直接多ク工機を拂下ぐると思はる云つてゐる

一カ七番(瀬古清茂) 助役の話は一方的であるおすこの三人を呼んで納得したの
別であるが、発言の的は人々とその儘放置するよりよい所長の見解と

一市長 この詔問は所村道についての認定である多ク工機の分は都道である、その点
誤解のよう、願ひたい

一カ八番(田村義太郎) 三十七坪五は西村さんに関係するや

一市長 その通りである

一カ九番(田村義太郎) 同題は百十三号線の一部である

一助役 多ク工機が含まれた所は都で直接拂下ぐらる意図がある

一カ四番(井と頼太郎) 百十三号線の一部の處置は地元の了解を得て解決するはかりたい

一カ三番(森田七郎) 百十三号線の一部の處置は

一市長 それは都が直接都へ貸してゐる

一カ七番(瀬古清茂) いずれにしても宜しく望むとして頂きたい

一カ六番(浅井美知) 三十七坪五の分は所が土地の代はとつてゐるか

一市長 従来はとつてゐる、いずれ売ることにはなると思ふ

一カ三番(村野長平) 原谷戸の廢道は賣渡すことになつてゐたが拂下ぐらるよう工
多心によつて頂きたい、希望途にはある当所として多心で置すべきである

一市長 これもまだ早い、まだ羽村さん家の道路はまだ放置されてゐる

一カ三番(村野長平) 拂下ぐの議決も同時に出来ればよいが

一助役 本日程、しよと思つたが隣接地の承諾等が必要なので擧げてゐなかつた

一カ三番(村尾禮吉) 渡船場附近の所有地の貸借契約は出来てゐるか

町長 使用中のものはない。

瀬井七番(瀬古清庵) 本日は議案が多いので議事と進めて頂く様議長に望む

議長(田村利一) 本件につき、異議あるや否やと会議に諮り全会一致につき、原案通り決定する旨と告げる。

日程カニ(議案カ七九番) 学校位置変更について

議長(田村利一) 本件と議題とする旨と告げる。

書記 朗読

議長(田村利一) 本件につき、異議あるや否やと会議に諮り全会一致につき、原案通り決定する旨と告げる。

日程カ三(議案カ八〇番) 請負工事の随意契約につき同意を求める件。

議長(田村利一) 本件と議題とする旨と告げる。本件より読会が省略するか異議あるや否やと会議に諮り異議なき旨と確める読会を省略する。

町長 これは前に決定したものと誤って頂とやう提案した旨取扱い期間と三月三十一日迄と附加える。

議長(田村利一) 本件につき、異議あるや否やと会議に諮り全会一致につき、原案通り決定する旨と告げる。

日程カ四(議案カ八一番) 道路用地買収に関する件

議長(田村利一) 本件と議題とする旨と告げる。

朗読 省略

町長 中学校正門前とグラウンドより基地に到る新設道路の用地である。

一カ七番(瀬古清庵) 地主との交渉は

一町長 坪数内であるが一部に不満があると聞か既に工事に着手している。

一議長(田村利一) 本件につき、異議なきや否やと会議に諮り全会一致原案通り

決定する旨と告げる。